

資料 118-2

電気通信事業法施行規則の一部改正について

(諮問第3147号)

<目 次>

1 諒問書

2 電気通信事業法施行規則の一部改正について

○ 概要

○ 新旧対照表

(公印・契印省略)

諮詢第3147号
令和3年12月3日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 川濱 昇 殿

総務大臣 金子 恭之

諮詢書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第7条の規定による基礎的電気通信役務に係る省令委任事項を定めるため、別紙のとおり電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部を改正することとしたい。

については、法第169条第4号の規定に基づき、上記のことについて諮詢する。

電気通信事業法施行規則の一部改正について

「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」
(令和3年7月7日 情報通信審議会答申)を踏まえた
ユニバーサルサービス制度の改正

令和3年12月3日
総合通信基盤局
料金サービス課

情報通信審議会答申（令和3年7月）と制度改正の概要

「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」(令和3年7月7日 情報通信審議会答申)の概要

- 災害時用公衆電話は、災害時における第一種公衆電話が果たしている役割を代替するものとしての位置づけを高めており「ユニバーサルサービス」として位置づけることが適当。
- 災害時用公衆電話は必然的に赤字となるサービスであることから、交付金による補填により、安定的な提供を確保する必要。
- 災害時用公衆電話は、これまで交付金による補填を行っていないから、現在利用が減少している第一種公衆電話を効率化することにより、災害時用公衆電話への補填を合わせても総額として国民が負担している額を増やさないことが必要。
- 第一種公衆電話の効率化のためには、現在設置を求める台数を緩和※することが適当。利用者の利便性低下を軽減するため、第一種公衆電話がより必要とされる場所に重点的に残されるべき。
※ 現在の市街地ではおおむね500m四方に一台それ以外の地域ではおおむね1km四方に一台のメッシュの基準をそれぞれ、1km四方に一台、2km四方に一台と設置台数を概ね1/4にすることに一定の妥当性。



答申を踏まえた制度改正の概要

1 ユニバーサルサービスの範囲の見直し → 今回改正

- ① 災害時用公衆電話のユニバーサルサービスへの追加 【諮問対象】
- ② 第一種公衆電話の設置基準の緩和 【諮問対象】
- ③ 公衆電話の設置及び利用実態把握のための報告内容の精緻化 【諮問対象外】 等
※ ①②は電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）、③は電気通信事業報告規則（以下「報告規則」という。）の改正

2 ユニバーサルサービス交付金の補填対象の見直し → 来年度関係省令等改正予定

- 第一種公衆電話の効率化を踏まえた災害時用公衆電話への補填の考え方の整理 等



ユニバーサルサービスの対象とする災害時用公衆電話に係る役務の定義（案）【施行規則第14条第2号の2（新設）】

災害時に避難所等（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により指定された①指定避難所その他の同項に規定する②避難所又は災害時に③帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設をいう。以下この号において同じ。）における公衆による電話の利用を確保するために地方公共団体の要請に基づき電気通信事業者が避難所等の収容人員おおむね百名当たり一回線の基準によりあらかじめ設置する固定端末系伝送路設備を用いて当該電気通信事業者が提供する音声伝送役務

1.役務提供場所の考え方

- 「指定避難所」と「その他避難所」とで地域の居住者等を一時的に滞在させるという機能は変わらないことから両方を対象とする。
- 帰宅困難者対策拠点については、帰宅困難者が一時的に滞在し、休憩や宿泊等が可能な施設である「一時滞在施設」と、基本的に滞在することを想定せず、徒歩帰宅者に水やトイレ等の支援を行う「帰宅支援ステーション」が存在。
- 避難所と同様に帰宅困難者が一時的に滞在する施設である「一時滞在施設」はユニバーサルサービスの提供先として対象とする。
- 一方、「帰宅支援ステーション」は、滞在を目的とする施設ではなく、かつ対象となり得る施設数が多く今後の増加についても見込みを立てることが困難であることから、基礎的電気通信役務提供事業者の義務の範囲が著しく広範になる可能性が現時点では高いためユニバーサルサービスの提供先としては対象外とする。

【災害時用公衆電話公衆電話用回線設置施設及びユニバーサルサービスの対象とすべき災害時用公衆電話役務の提供施設】

	避難所		帰宅困難者対策拠点	
	指定避難所	その他避難所	一時滞在施設	帰宅支援ステーション
目的 ^{注1}	地域の避難住民の受け入れ		帰宅困難者等の受け入れ	徒歩帰宅者の支援
支援事項 ^{注1}	食料、水、毛布、トイレ、休憩場所、情報等		食料、水、毛布又はブランケット（アルミ等の極薄素材で作られた防風・防寒・防水シート）、トイレ、休憩場所、情報等	水道水、トイレ、帰宅支援情報等
主な対象施設	小中学校、公民館 等		オフィスビル、ホテル 等	コンビニ等
施設数	79,821箇所 ^{注2}	不明 ^{注3}	東京都内1,137箇所 ^{注4} ほか各都市圏で設定	首都圏28,519箇所 ^{注5} 近畿圏12,136箇所 ^{注6}
災害時用公衆電話用回線設置状況	約4万箇所		約300箇所	約1,900箇所
ユニバ対象	①	②	③	×

注1 「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」（平成27年内閣府（防災））より

注2 R2.10.1現在 R3年防災白書より

注3 平成30年の内閣府防災のアンケート調査より指定避難所の指定を完了していない自治体は

全体会員の14%（うち約10%が全く指定を行っていない）

注4 R3.7.1現在 東京都HPより

注5 R2.5.31現在 防災首都圏ネット（九都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会）HPより

注6 R3.9.23現在 関西広域連合HPより

① 災害時用公衆電話のユニバーサルサービスへの追加 – 2

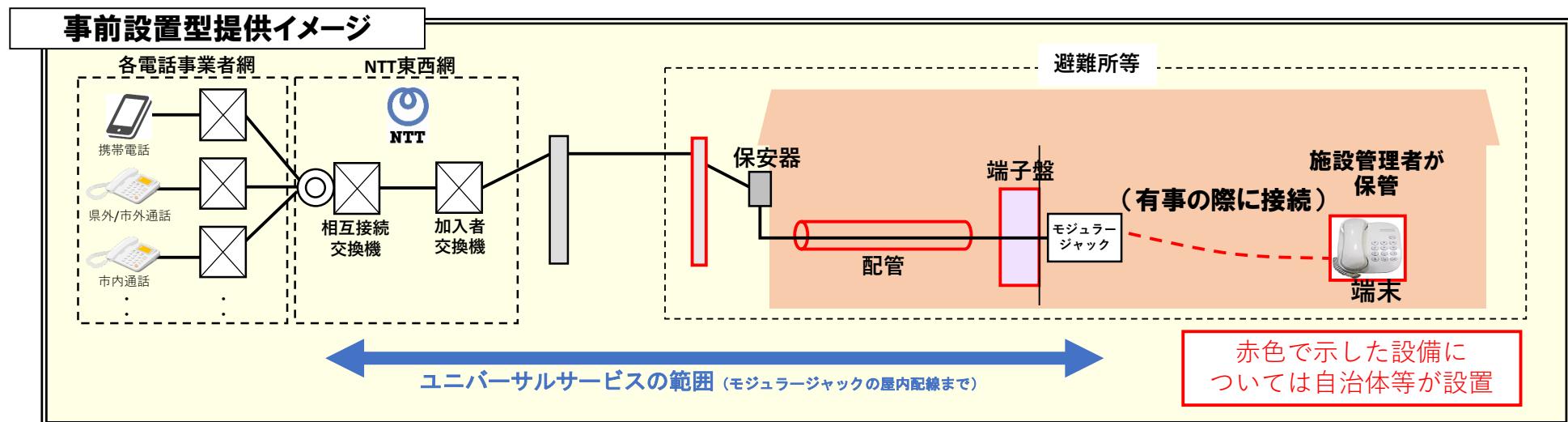
2. 提供する役務の考え方

<事前設置型と事後設置型>

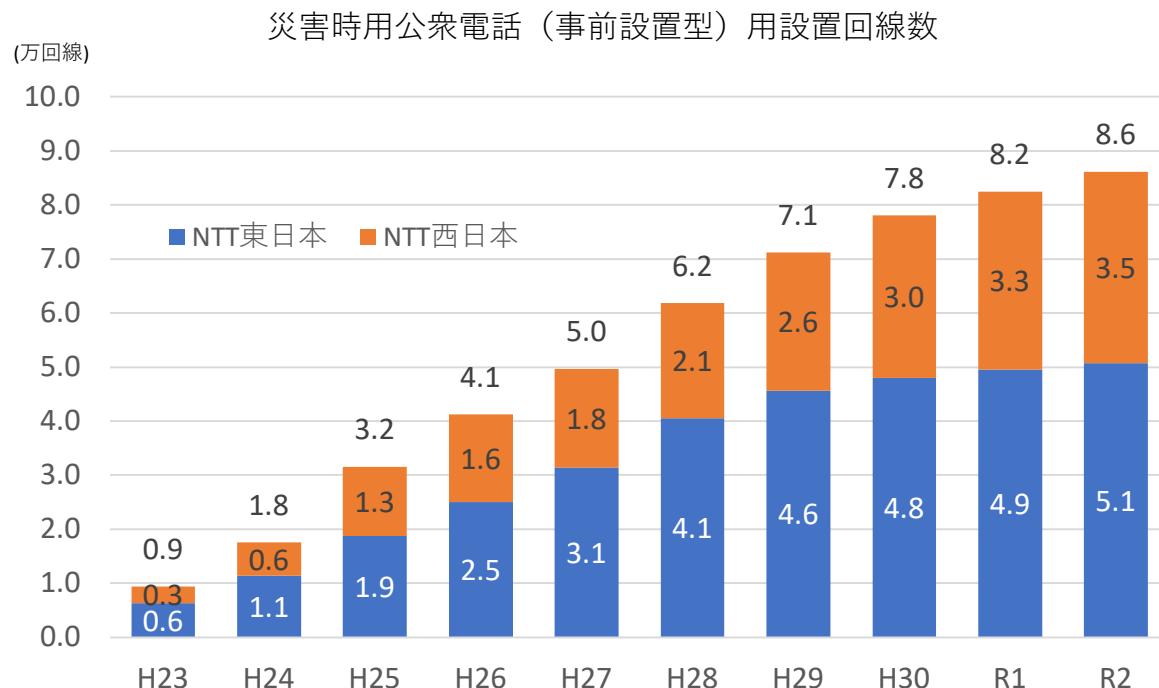
- 災害時用公衆電話の類型としては、あらかじめ地方自治体から設置を要請された避難所等にアクセス回線（固定端末系伝送路設備）を設置して、災害発生時に地方自治体等の施設管理者が端末をその回線に接続することで電話を行えるようにしている「事前設置型」と、災害発生後に地方自治体から要請を受けて臨時に避難所等に設置する「事後設置型」が存在。
- 「事前設置型」と「事後設置型」は双方ともに、災害時に避難者等が通話するために設置される設備を用いて提供される役務であり、災害時における第一種公衆電話の代替性という観点では共通しているが、一方で「事後設置型」は臨時に設置されその後撤去されることや、災害の態様等によって臨機応変に提供方法を検討する必要がある。これを踏まえると、画一的な設置基準を設け、当該サービスを定義して事前に契約約款の届出を求めるこ（電気通信事業法第19条）や、提供義務を課すこと（同法第25条）等の基礎的電気通信役務とすることによって生じる義務を課すことは、かえって災害時に避難者等による電話の利用の確保を困難とする可能性がある。
- したがって、災害時用公衆電話の役務のうち「事前設置型」のみを適切、公平かつ安定的な提供を求めるユニバーサルサービスとする。

<対象とする役務>

- 災害時用公衆電話は利用目的に照らすと、通話の宛先が特定の地域に限られるものではなく、遠方の固定電話や携帯電話での通話も十分に想定されることから、通話区分を特定せずユニバーサルサービスの対象とする（注）。
(注) ユニバーサルサービスの提供に係る全ての費用が補填の対象となる訳ではなく、補填の対象範囲については別途検討する。
- また、現在の事前設置型の災害時用公衆電話用のアクセス回線が、概ね収容人員100人当たり1台の基準で設置されていることを踏まえ、回線設置数についても基準を設定。なお、NTT東日本・西日本は100人の避難時には約30家族があり、1家族3分の通話をすると仮定した場合、最大待ち時間が2時間未満となるよう考慮して当該基準を設定している。



【参考】事前設置型災害時用公衆電話用回線の設置状況（令和3年3月末時点）



災害時用公衆電話用回線の設置状況（令和3年3月末時点）

	設置回線数	設置箇所数	自治体数
NTT東日本	50,655	24,932	749
NTT西日本	35,463	20,188	884
合計	86,118	45,120	1,633

(参考) 市町村数1,718（北方領土の6村除く）
災害対策基本法に基づく指定避難所 79,821箇所
(R2.10.1現在 R3年防災白書より)

【参考】事後設置型災害時用公衆電話の例

- ・回線敷設のほか、ポータブル衛星電話、無線システム等を発災後に開設

例)熊本地震:

2016/4/14発災、同日ポータブル衛星電話の設置要望

翌日4/15に設置

※設置場所の被災状況により設置に時間を要す場合あり

小型ポータブル衛星装置を用いた
災害時用公衆電話の設置

- ・災害の発生を受けて、地方自治体からの要請に基づき事後的に設置。
- ・機動的な対応を図る必要があるため、ポータブル衛星等の装置を利用して公衆電話を設置。
- ・長期間設置することが見込まれる場合はメタル回線を敷設する場合もある。

② 第一種公衆電話の設置基準の緩和

<情報通信審議会答申(令和3年7月)概要>

- 第一種公衆電話の効率化のためには、現在設置を求めている台数を緩和※することが適当。
※ 現在の市街地ではおおむね500m四方に一台それ以外の地域ではおおむね1km四方に一台のメッシュの基準をそれぞれ、1km四方に一台、2km四方に一台と設置台数を概ね1/4にすることに一定の妥当性。
- 必ずしも、公衆電話の設置場所そのものが戸外である必要はなく、郵便ポストのように容易に出入りすることができる場所に重点的に設置することを重視し、設置場所が戸外か屋内かで第一種公衆電話か否かを区別するという運用を見直すことが適当である。利用者の利便性低下を軽減するため、第一種公衆電話がより必要とされる場所に重点的に残されるべき。

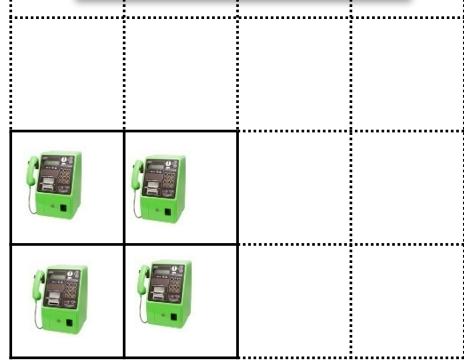
現行設置基準

社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から市街地においてはおおむね500 m四方に一台、それ以外の地域においてはおおむね1km四方に一台の基準により設置される公衆電話機

改正（案）

社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から、**公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所に設置**される公衆電話機であつて、**市街地においてはおおむね1km四方に一台、それ以外の地域においてはおおむね2km四方に一台**の基準により設置されるもの

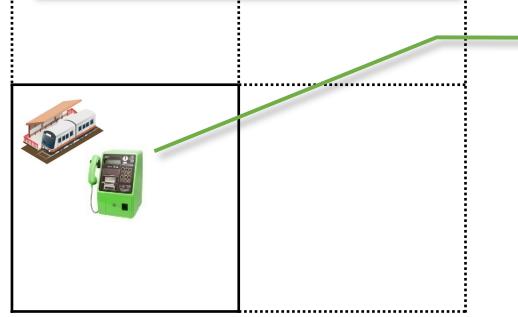
全国で10.9万台



単位面積：市街地で500m四方
(それ以外1km四方)



**メッシュの削減数に
応じて削減可**



単位面積：市街地で1km四方
(それ以外2km四方)

メッシュ基準緩和
重点的に設置する場所の追記

利便性の低下を軽減するため、駅、小売店舗など公衆が容易に出入りすることができる場所への重点的な設置を義務づけ
(現在は設置場所に規制なし)

【参考】他のあまねく設置の例

小学校 約2万箇所
郵便局 約2.4万箇所
交番・駐在所 約1.2万箇所

改正前後の公衆電話に係るユニバーサルサービス（全体像）

【現行】

【改正案】 ※赤字部分が変更点

	設置場所 ・基準	提供する役務					
		アクセス 回線	端末 (電話機)	通話			
				市内	離島	緊急 通報	その 他
第一種	メッシュ基準 市街地: 500m 四方に一台 その他: 1km 四方に一台	○	○	○	○	○	○
第二種	NTT東西が自 主的に設置 場所を設定	○	○	○	○	○	○
災害時用	避難所	○	(自治体)	○	○	○	○
	一時滞在 施設	○	(同上)	○	○	○	○
	帰宅支援 ステーション	○	(コンビニ 等)	○	○	○	○
	避難所 <small>(主に他 社回線)</small>	○	○	○	○	○	○

○ ...NTT東西が実際に設置・提供している役務

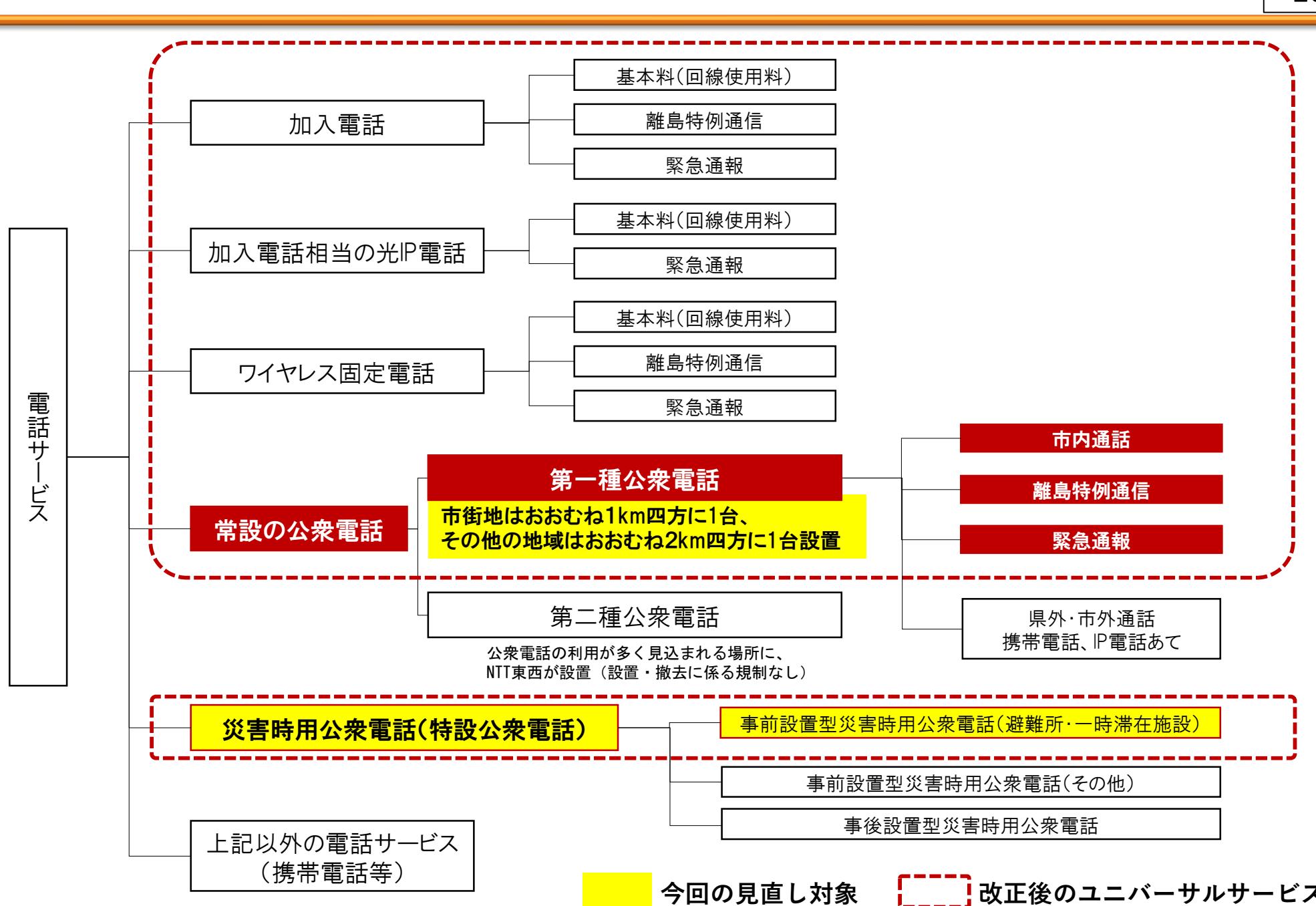
□ ...設置基準

■ ...ユニバーサルサービス



	設置場所 ・基準	提供する役務					
		アクセス 回線	端末 (電話機)	通話			
				市内	離島	緊急 通報	その 他
第一種	メッシュ基準 市街地: 1km 四方に一台 その他: 2km 四方に一台	○	○	○	○	○	○
第二種	NTT東西が自 主的に設置 場所を設定	○	○	○	○	○	○
災害時用	避難所	○	(自治体)	○	○	○	○
	一時滞在 施設	○	(同上)	○	○	○	○
	帰宅支援 ステーション	○	(コンビニ 等)	○	○	○	○
	避難所 <small>(主に他 社回線)</small>	○	○	○	○	○	○

■ ...ユニバーサルサービス



➤ 経過措置

① 施行日

令和4年4月1日

② 第一種公衆電話の設置基準についての経過規定

新施行規則では、必要となる設置台数を一辺を2倍、面積では4倍にしたメッシュにおおむね1台の基準としているが、現在の第一種公衆電話については一定の期間をかけて徐々に削減していくことから、当分の間、現行の基準に基づき設置されている公衆電話についてユニバーサルサービスの対象とみなすこととする。

(理由)

- 省令改正後も当分の間は、現在の第一種公衆電話であって省令改正後は第一種公衆電話に位置付けられない公衆電話のうち撤去が行われていないもの（以下「旧第一種公衆電話」）についても契約約款に基づく適切なサービス提供が求められること。
- 今後ユニバーサルサービス交付金による補填対象を検討するにあたり、設置基準緩和に伴う撤去費用について交付金の対象とすることが適当である旨答申されていることから、旧第一種公衆電話についても引き続きユニバーサルサービスとし、第二種公衆電話とは区別しておく必要があること。

【情報通信審議会答申（令和3年7月）】該当部分

第5章 第一種公衆電話の補填について

第1節 基本的考え方

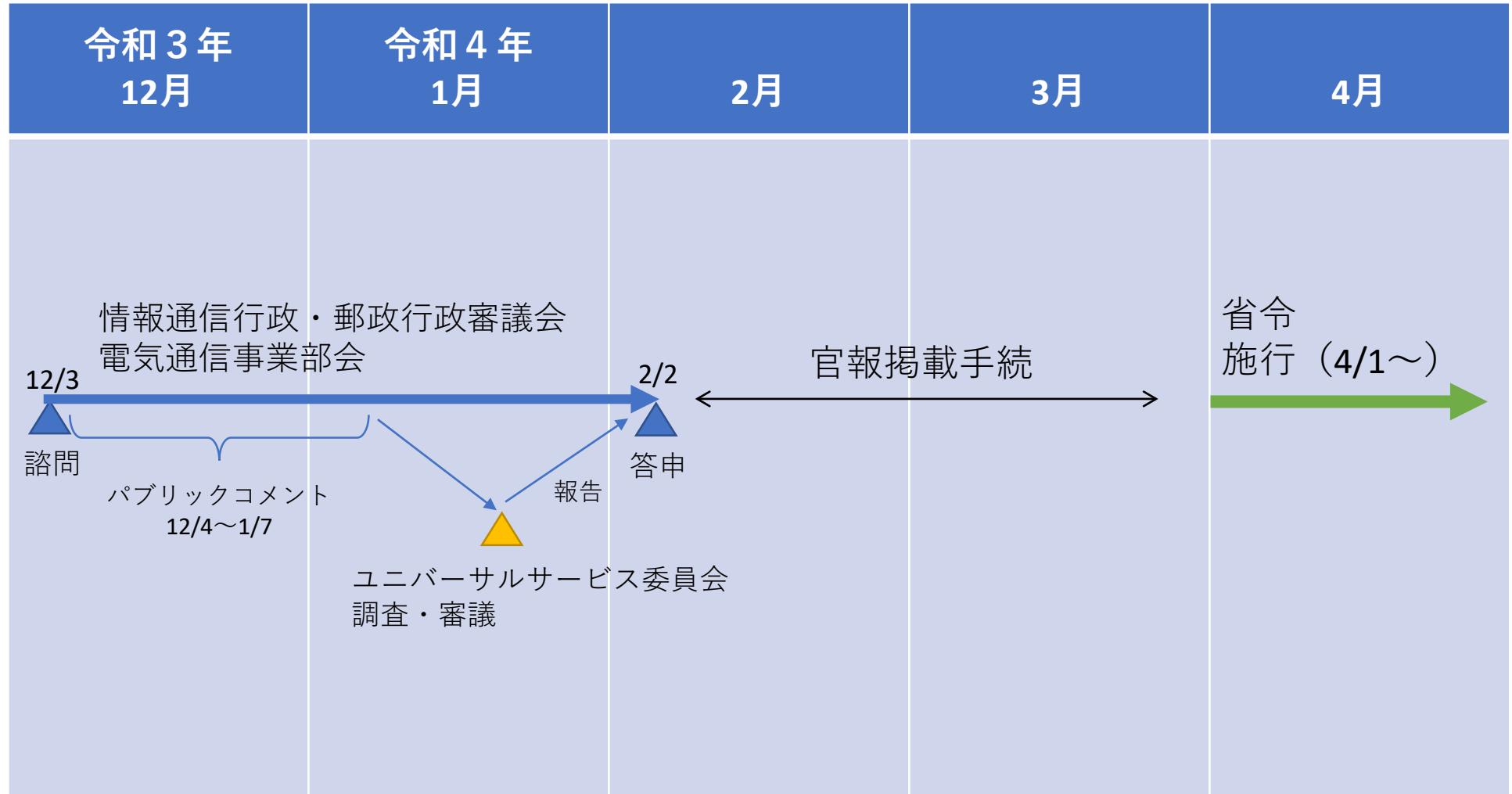
現在、第一種公衆電話に係る費用については、収入と費用を相殺する形で赤字分を全額補填している。現在の公衆電話の収支状況を踏まえると、全収容局において赤字という傾向に変化は見られないことから、引き続き、補填については同様の考え方を探ることとした上で、公衆電話の円滑な提供の確保のために必要な台数の維持（効率化に必要となる撤去費用を含む）については、交付金の対象とすることが適当である。

③ 災害時用公衆電話の契約約款の届出についての経過規定等

基礎的電気通信役務に関しては、その実施の日の7日前までに総務大臣あて届出を行う必要があるが、新施行規則施行の4月1日の時点ではすでに災害時公衆電話に係る役務は提供済みであることから、届出については施行7日前から施行後3ヶ月以内に行うことで足りる旨規定。

スケジュール（想定）

12



関係法令

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

(基礎的電気通信役務の提供)

第七条 基礎的電気通信役務（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。

○電気通信事業法施行規則（昭和六十一年郵政省令第二十五号）

(基礎的電気通信役務の範囲)

第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。

一 (略)

二 第一種公衆電話機（社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から市街地（最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。）においてはおおむね五百メートル四方に一台、それ以外の地域（世帯又は事業所が存在する地域に限る。）においてはおおむね一キロメートル四方に一台の基準により設置される公衆電話機をいう。以下同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに該当するもの（前号に掲げるもの及び手動により通信の交換を行うものを除く。）

イ 第一種公衆電話機に係る市内通信 第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該第一種公衆電話機が設置される単位料金区域と同一の単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信に係るもの

ロ 第一種公衆電話機に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの

(1) 離島のみで構成される単位料金区域の内に設置される第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

(2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置される第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

ハ 第一種公衆電話機に係る緊急通報 警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの

三・四 (略)

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

(指定避難所の指定)

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るために、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

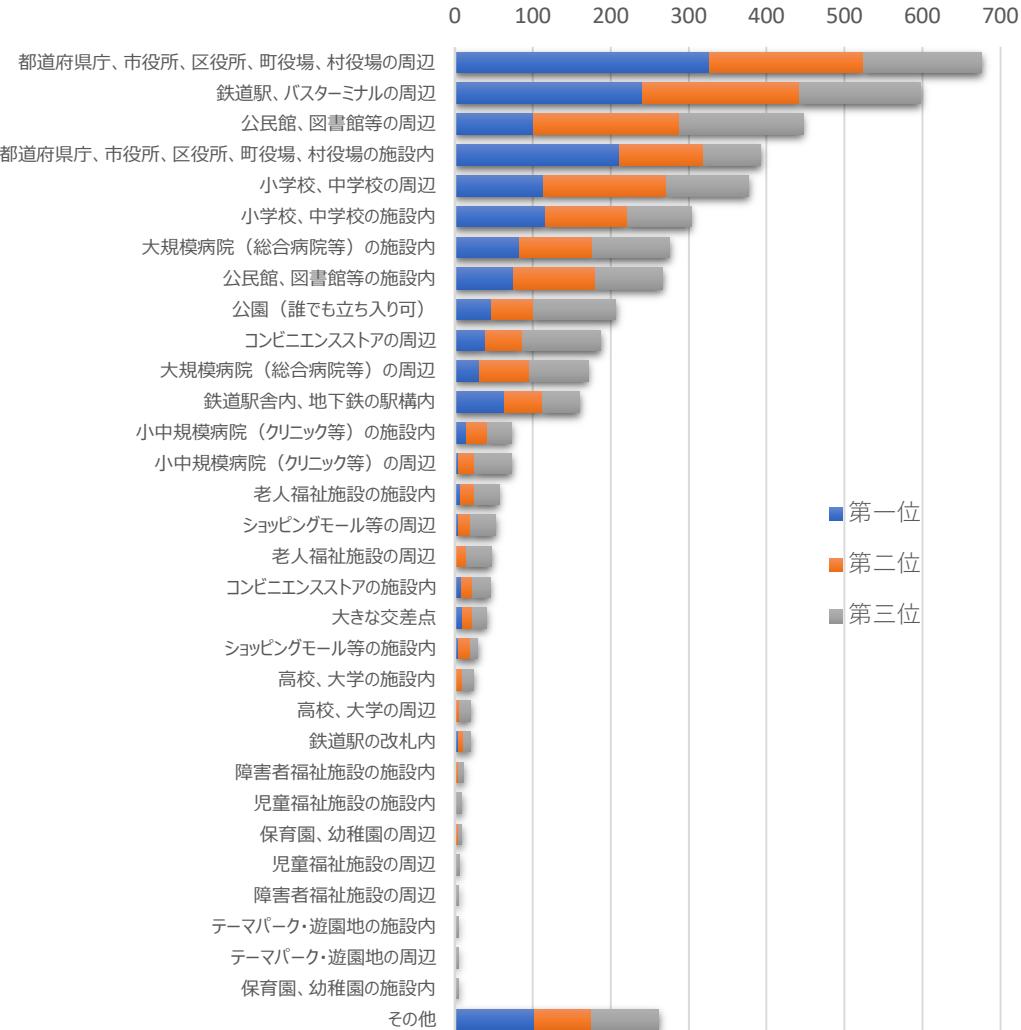
2・3 (略)

(参考) 地方公共団体に対するアンケート① (公衆電話を残すべき場所)

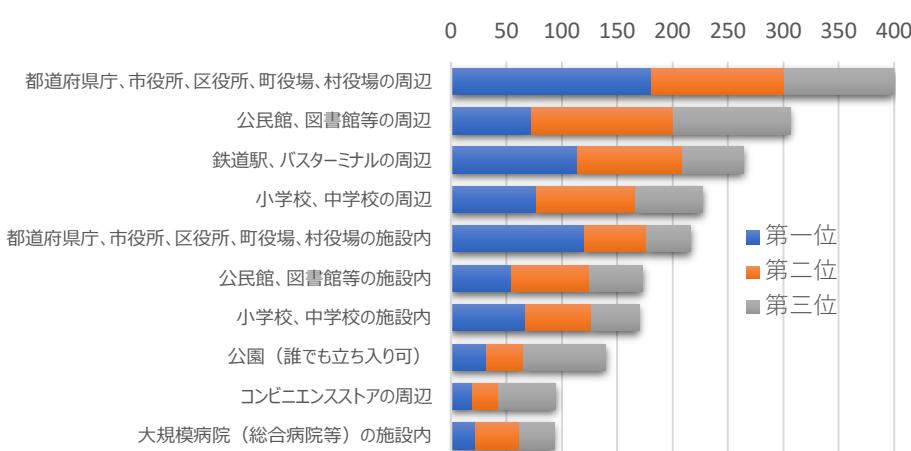
14

- 総務省から地方公共団体（都道府県及び市町村）に対して公衆電話に関するアンケート調査を実施
実施日 令和3年10月
回答数 1618/1788 団体

公衆電話を何処に残したいか（優先順位三位まで）



公衆電話を残す理由として災害対策である場合（上位10箇所）

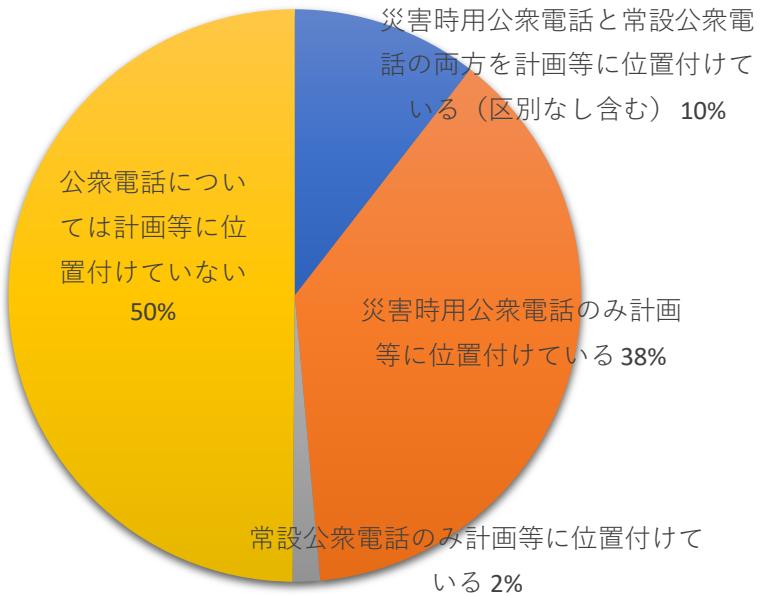


公衆電話を残す理由として平時の利用である場合（上位10箇所）



- 地方公共団体の防災計画等に常設の公衆電話または災害時用公衆電話を記載しているかどうかという質問については、何らかの形で記載していると回答した自治体が50%を占めている。
- 具体的な記載内容としては「避難所での通信手段としての災害時用公衆電話の設置」について記載しているという回答が一番多く、防災計画に位置付けている地方公共団体のうち約7割を占めている。

防災計画等に公衆電話を位置づけているか

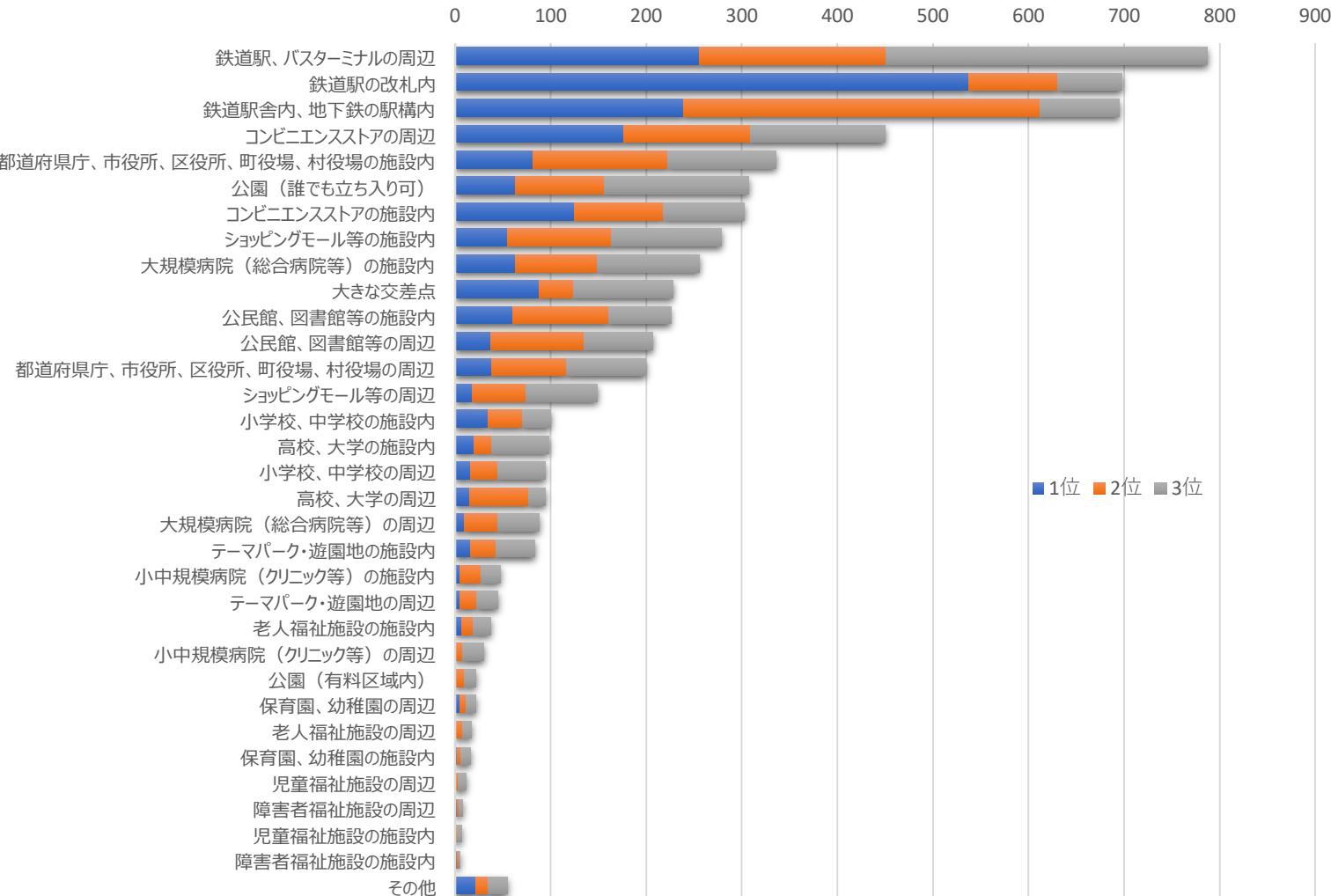


計画等に位置づけている場合の具体的な内容（複数回答）



- 総務省から利用者向けアンケート調査実施
実施日 令和3年11月
回答数 2000

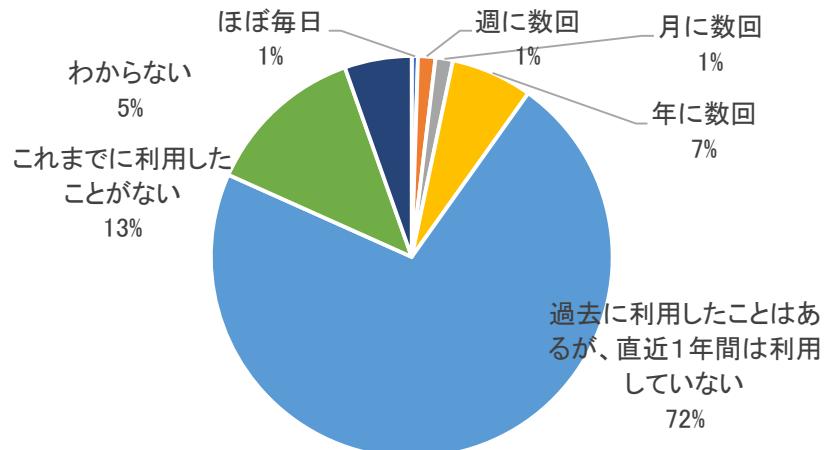
公衆電話がどこにあると便利ですか（上位3位まで）



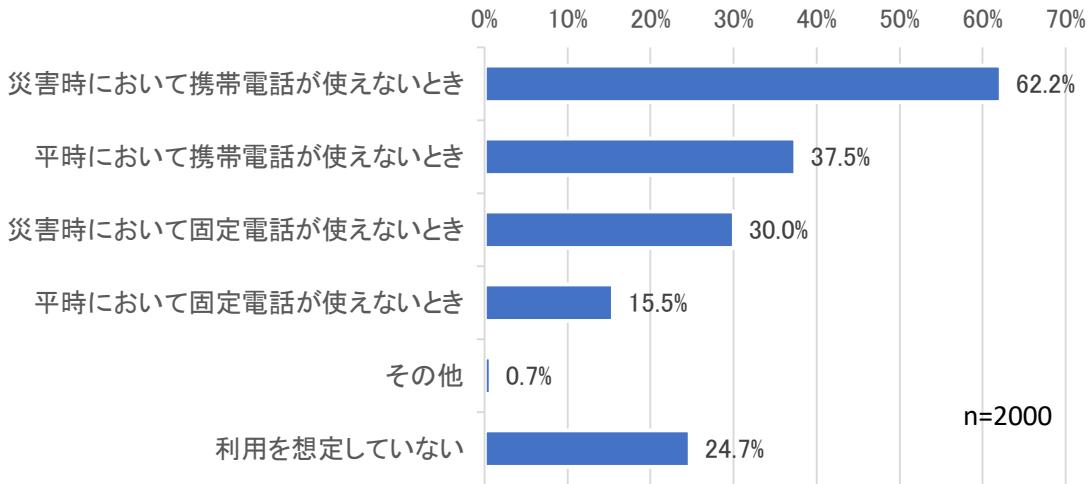
(参考) 利用者アンケート調査（令和3年11月総務省実施）②

17

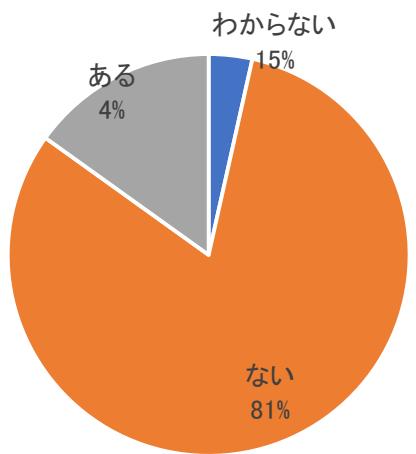
過去1年間における公衆電話の利用頻度はどのくらいですか



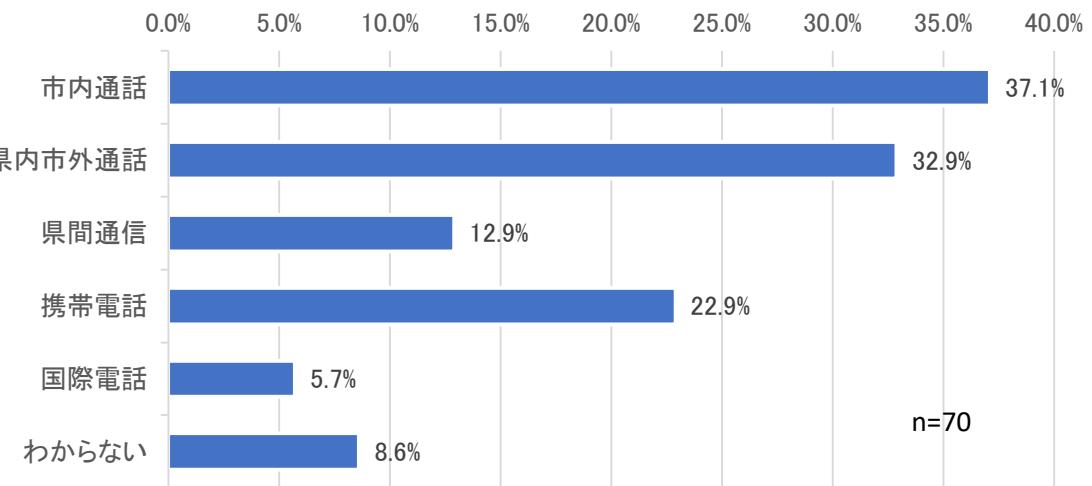
今後どのような状況で公衆電話を利用しますか



災害時用公衆電話を利用したことがありますか

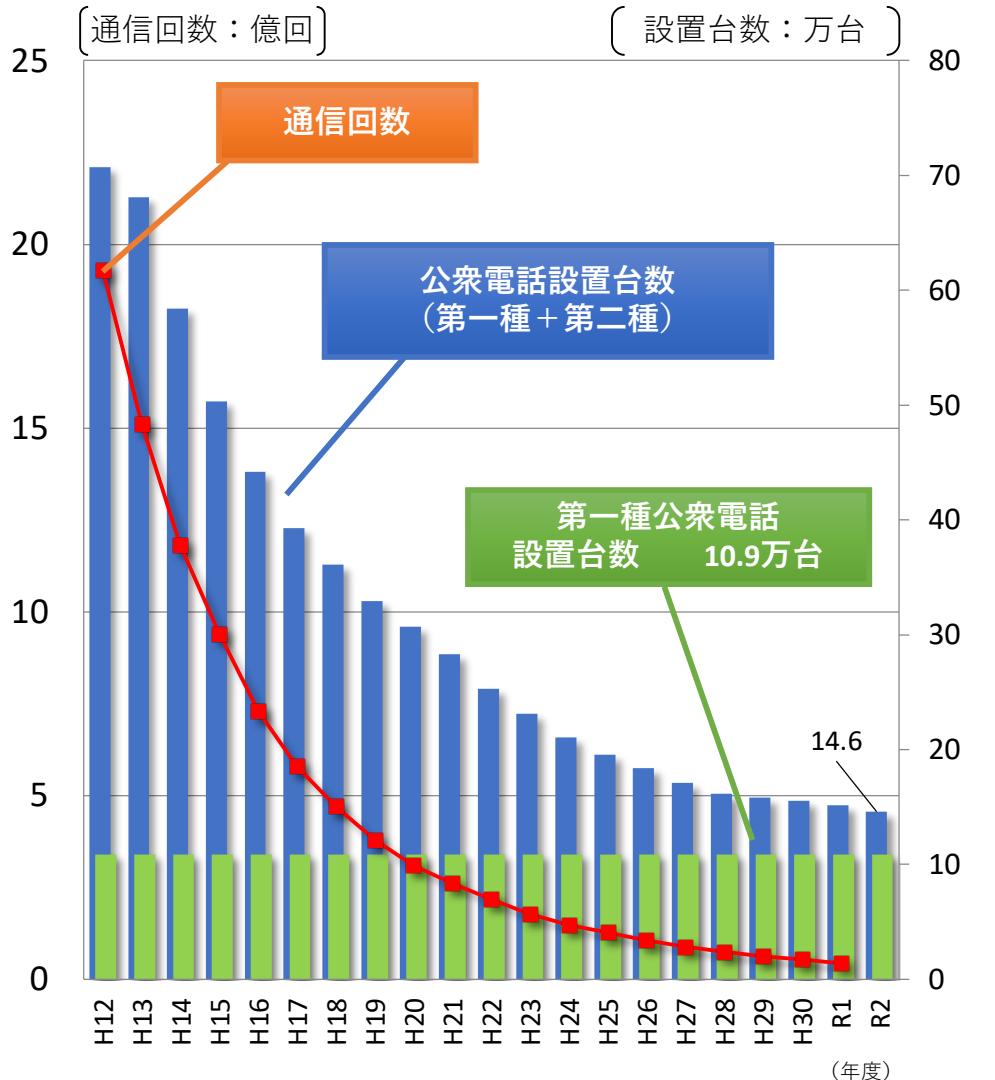


災害時用公衆電話の通話の相手方はどの区分に当てはまりますか

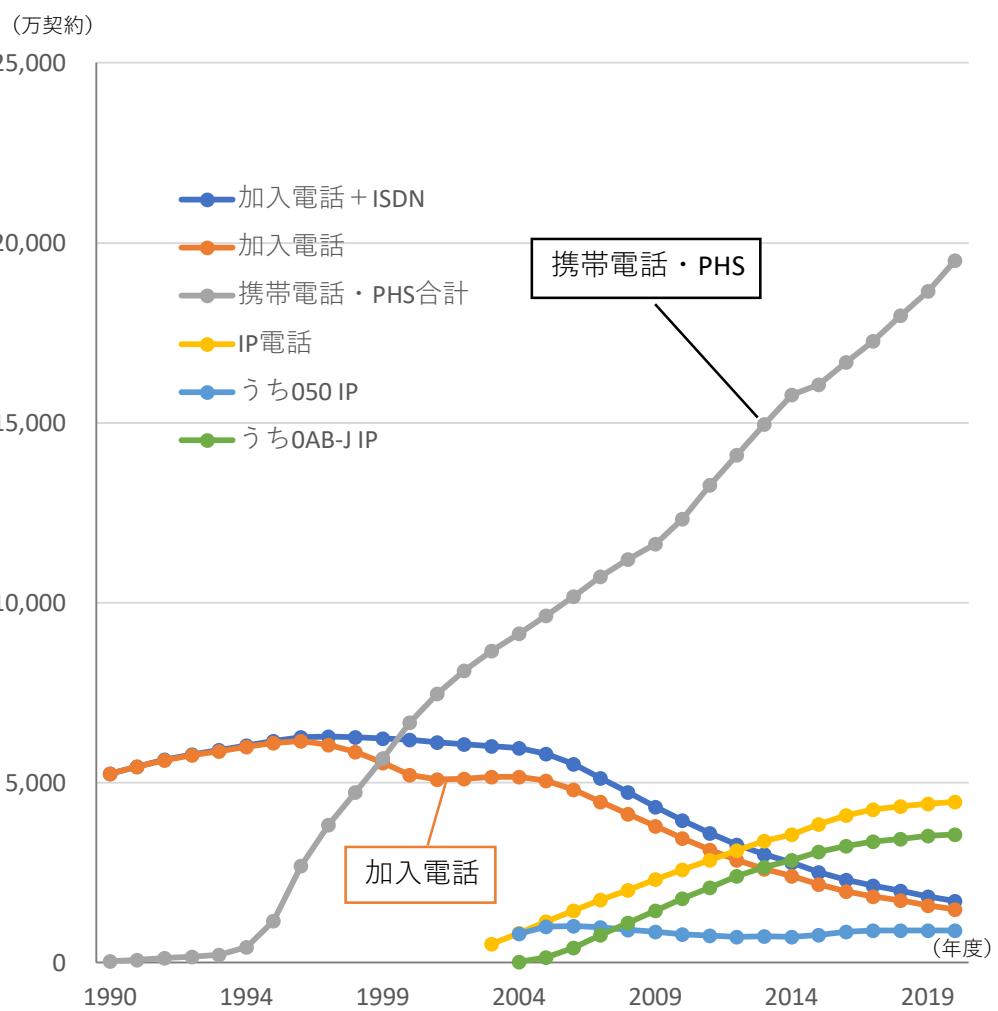


- 常設の公衆電話の設置台数は年々減少しており、令和2年度末では14.6万台となっている。なお、第一種公衆電話は10.9万台を維持している。
- 通信サービスの契約数の推移について、引き続き、携帯電話等の契約数が伸びている状況。

公衆電話設置台数及び通信回数推移



通信サービス契約数



○ 総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十一年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後

(基礎的電気通信役務の範囲)

第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。

〔一 略〕

二 第一種公衆電話機（社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から、公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所に設置される公衆電話機であつて、市街地（最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。）においてはおおむね一キロメートル四方に一台、それ以外の地域（世帯又は事業所が存在する地域に限る。）においてはおおむね二キロメートル四方に一台の基準により設置されるものをいう。以下同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに該当するもの（前号に掲げるもの及び手動により通信の交換を行うものを除く。）

〔イ～ハ 略〕

二の二 災害時に避難所等（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の七第一項の規定により指定された指定避難所その他の同項に規定する避難所又は災害時に帰宅する）ことが困難な者が一時的に滞在するための施設をいう。（以下この号において同じ。）における公衆による電話の利用を確保するために地方公共団体の要請に基づき電気通信事業者が避難所等の収容人員おおむね百名当たり（回線の基準によりあらかじめ設置する固定端末系伝送路設備を用いて当該電気通信事業者が提供する音声伝送役務

〔三・四 略〕

改 正 前

(基礎的電気通信役務の範囲)

第十四条 「同上」

〔一 同上〕

二 第一種公衆電話機（社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から市街地（最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。）においてはおおむね五百メートル四方に一台、それ以外の地域（世帯又は事業所が存在する地域に限る。）においてはおおむね一キロメートル四方に一台の基準により設置される公衆電話機をいう。以下同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに該当するもの（前号に掲げるもの及び手動により通信の交換を行うものを除く。）

〔イ～ハ 同上〕

〔新設〕

〔三・四 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第二条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後

改 正 前

(電気通信役務契約等状況報告等)

第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第一表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第一表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
〔監〕 公衆電話（電気通信事業法施行規則第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務を含む。以下同じ。）	電気通信回線設備を設置して公衆電話を提供する電気通信事業者	様式第一

2～4 [監]

様式第2（第2条第1項関係）
第一表

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別設置台数

サービスの種類

年3月31日現在

事業者名

区 分

第一種公衆電話機

駅等及びその周辺	公共施設及びその周辺	医療施設及びその周辺	教育機関及びその周辺	商業施設及びその周辺	その他	合計
屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内

都道府県	駅等及びその周辺	公共施設及びその周辺	医療施設及びその周辺	教育機関及びその周辺	商業施設及びその周辺	その他	合計	第一種公衆電話機以外	合計
屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外

(電気通信役務契約等状況報告等)

第一条 [同上]

都道府県	区 分	事業者名	合 計
		第一種公衆電話機	第一種公衆電話機以外
		合計	

2～4 [區上]

様式第2（第2条第1項関係）
第一表

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別設置台数

サービスの種類

年3月31日現在

事業者名

区 分

第一種公衆電話機

駅等及びその周辺	公共施設及びその周辺	医療施設及びその周辺	教育機関及びその周辺	商業施設及びその周辺	その他	合計
屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内

都道府県	駅等及びその周辺	公共施設及びその周辺	医療施設及びその周辺	教育機関及びその周辺	商業施設及びその周辺	その他	合計	第一種公衆電話機以外	合計
屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外

注1 アナログ公衆電話及びデジタル公衆電話ごとに別葉とすること。
2 第一種公衆電話機及び第一種公衆電話機以外に分けて記載すること。
3 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。

記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

四百四十一

注1
「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の
アラゴク公衆電話及びシグナル公衆電話ごとに別業とすること。
2

順)による。

3 「駅等及びその周辺」の欄には、鉄道駅、バスターミナル、空港、港及びこれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。

4 「公共施設及びその周辺」の欄には、都道府県庁、市役所、区役所、町村役場及びこれらに準ずる施設、公民館、図書館並びにそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。

5 「医療施設及びその周辺」の欄には、病院、診療所、介護老人福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施設及びそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。

6
「教育機関及びその周辺」の欄には、保育園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校
、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及びそれらの周辺に設置

している公衆電話機について屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。

7 「商業施設及びその周辺」の欄には、コンビニエンスストア、百貨店その他小売店舗及びそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。

「その他」の欄には、「駅及びその周辺」、「教育機関及びその周辺」、「公共施設及びその周辺」、「医療施設及びその周辺」及び「医療施設及びその周辺」以外に設置して

いる公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに記載すること。

第一種公衆電話機以外の機器には、第一種公衆電話機以外の公衆電話機（電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務で用いる電話機を除く。）について

10 、屋内及び屋外ごとに記載すること。
記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告

都道府県別回線数

年3月31日現在

サービスの種類 電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務
 事業者名

都道府県	区分				合計
	避難所	帰宅困難者一時滞在	施設	回線数	
箇所数	回線数	箇所数	回線数	箇所数	回線数
合 計					

注1 電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務で用いる電話機を設置している避難所等の箇所数及び公衆電話の回線数について記載すること。

2 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。

3 避難所とは、災害対策基本法（昭和35年法律第223号）第49条の7第1項に規定する指定避難所その他の同項に定める避難所をいう。

4 帰宅困難者一時滞在施設とは、災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設をいう。

5 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第16（第2条第3号関係）

第1表

〔表略〕

注1 加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びP H Sについて、国内電気通信役務であって、自らが料金を定めるものについて記載すること。

〔2～14 倍〕

様式第16（第2条第3号関係）

第1表

〔表同左〕

注1 加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話、携帯電話及びP H Sについては、国内電気通信役務であって、自らが料金を定めるものについて記載すること。

〔2～14 倍〕

第2表
〔表略〕第2表
〔表同左〕

〔注1 略〕

2 発信及び着信のそれぞれに關し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びPHSごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごとに別葉とすること。

〔3～10 略〕

第3表

〔表略〕

〔注1 略〕

2 発信及び着信のそれぞれに關し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びPHSごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごとに別葉とすること。

〔3～12 略〕

〔注1 同左〕

2 発信及び着信のそれぞれに關し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話、携帯電話及びPHSごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごとに別葉とすること。

〔3～10 同左〕

第3表

〔表同左〕

〔注1 同左〕

2 発信及び着信のそれぞれに關し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びPHSごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごとに別葉とすること。

〔3～12 同左〕

〔注1 同左〕

2 発信及び着信のそれぞれに關し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話、携帯電話及びPHSごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごとに別葉とすること。

〔3～10 同左〕

〔注1 略〕

2 加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話及び公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。）ごとに別葉とすること。

〔3～10 略〕

〔注1 略〕

2 加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話及び公衆電話ごとに別葉とすること。

〔3～10 略〕

〔注1 略〕

2 加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話及び公衆電話ごとに別葉とすること。

〔3～10 同左〕

〔注1 略〕

2 加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話及び公衆電話ごとに別葉とすること。

〔3～10 同左〕

〔注1 略〕

2 加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話及び公衆電話ごとに別葉とすること。

〔3～10 同左〕

第6表

電気通信役務通信量等状況報告
通信回数、通信量等

年4月1日から
年3月31日まで

サービスの種類 電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務

事業者名：

提供開始年 月	提供終了年 月	通話回数 (1)	通信量 (2)	平均通信量 (2) ÷ (1)	災害名
合計					

注 1 報告年度内に提供されていた公衆電話のうち電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務について記載すること。

2 報告年度の最初の日において既に提供が開始されている注1に規定する電気通信役務については「提供開始年月」の欄に前報告年度以前の提供開始年月を記載し、報告年度末において提供が終了されていない当該役務については「提供終了年月」に「報告年度末現在提供中」と記載すること。

3 「通信回数」及び「通信量」の欄は、一の単位として記載すること。

4 「平均通信量」の欄は、小数点以下第1位未満の端数を四捨五入して得た数値を記載すること。

備考 案件の〔 〕は記載せぬ場合である。

〔新設〕

（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第三条 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後	(法定機能の区分、内容及び対象設備等)
			第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。
備考	表中の「」の記載は注記である。	機能の区分	内容
		十二 公衆電話機能	公衆電話機(電気通信事業法施行規則第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務で用いられる電話機を除く。以下同じ。)から通信を発信し、又は公衆電話機に通信を着信させる機能

		改 正 前	(法定機能の区分、内容及び対象設備等)
		第四条 「同上」	第四条 「同上」
備考	「同上」	機能の区分	内容
		十二 公衆電話機能	公衆電話機から通信を発信し、又は公衆電話機に通信を着信させる機能

（接続料規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）の一部を次のように改定する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	附 則	「1～8 略」
		「1～8 同上」
改 正 前	「1～8 略」	<p>9 事業者は、規則第四条の表十二の項の機能に係る接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤（公衆電話機（電気通信事業法施行規則第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務で用いる電話機を除く。）から発信される通信に係るものに限る。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。</p>
	「1～8 同上」	<p>9 事業者は、規則第四条の表十二の項の機能に係る接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤（公衆電話機から発信される通信に係るものに限る。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である

「10～17 略」

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務に係る電気通信事業法第十九条第一項の規定による契約約款の届出をしようとする者は、この省令の公布の日からその実施の日の七日前までの間においても、新施行規則第十五条の規定により当該届出を行うことができる。ただし、その実施の日がこの省令の施行の日（次項において「施行日」という。）以後の場合に限る。

(経過措置)

3 この省令の施行の際現に新施行規則第十四条第二号の二に規定する基礎的電気通信役務を提供している者であつて、前項の届出を行っていない者は、施行日から三月以内に当該基礎的電気通信役務に係る契約約款の届出を行わなければならない。この場合において、当該届出が行われるまでの間は、基礎的電気通信役務に該当しないものとみなす。

4 当分の間、新施行規則第十四条第二号中「おむね一キロメートル四方に一台」とあるのは「おむね一キロメートル四方に一台以上かつおおむね五百メートル四方に一台以下」と、「おおむね

二キロメートル四方に一台」とあるのは「おおむね二キロメートル四方に一台以上かつおおむね一キロメートル四方に一台以下」と読み替えるものとする。